

昭和三十三年度労働省労働衛生看護技術職員（六級職）採用試験実施要領

一、この試験は、労働省の労働衛生看護技術業務に従事する六級（「一般職」の職員）の給与に

関する法律」による一般俸給表の職務の級）の官職への採用試験とする。

二、受験資格

受験できる者は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）において衛生看護学課程

を履修し、昭和三十三年三月に卒業した者であつて当該学校長の推せんのある者。但し、

次の各号の一つに該当する者は受験できない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 禁治産者および準禁治産者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたは執行を受けることがなくなるま

での者

(4) 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

三、受験手続

1. 受験希望者は、卒業した大学に次の書類を提出して申込みとする。

履歴書 一通

写真 (名刺型、脱帽半身像で出願前六ヶ月以内に撮影のもの) 一葉

2. 受験希望者から申込みのあつた当該学校長は、その受験希望者のうちから優秀な成績の

者を選考した上、次の書類に前号の書類を添付して数名程度労働大臣官房秘書課長あて

推せんするものとする。

学校長の推せん状 一通

卒業証明書 一通

学業成績証明書 一通

四、試験日時および場所

1. 試験日時

第一次試験 昭和三十三年五月十五日

第二次試験 昭和三十三年五月十六日

2. 試験場所

東京（詳細は決定次第受験者あて通知する。）

五 試験

試験は第一次試験（筆記）及び第二次試験（口述及び身体検査）とする。

1. 第一次試験は衛生看護学及び一般教養について記述式及び択一式による筆記試験を行う。
2. 第二次試験は、第一次試験に合格したもののについて口述試験及び身体検査を行う。

六 合格者発表

第二次試験終了後直ちにを行う。

七 採用候補者名簿の作成

合格者は、労働省労働衛生看護技術職員採用候補者名簿に記載し、昭和三十三年六月以降この名簿のうちより採用する。

八 試験委員

試験委員は労働大臣が命ずる。

九 採用予定人員

若干名

一〇 採用年月日

昭和三十三年六月一日以降とする。

一一 任用及び給与

1. 労働技官に採用する。

2. 初任給は六級一号俸とする。

一二 採用後の勤務場所及び職務内容

東京労働基準局 労働衛生行政に関する業務

労働衛生研究所

労働衛生に関する調査研究